

平成27年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成27年11月10日(火)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間		14時15分
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	15番	井上 雅夫		16番	白川 透	
出席吏員	事務局長 頼田 泰史		事務局長補佐 田村 誠		事務員 田邊 操枝	
傍聴人	1人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地証明書の交付について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について (2) 平成27年度農業委員特別研修大会について
その他	(1) 平成27年度第9回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成27年度第8回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	本日は、足元の悪い中、ご出席頂きありがとうございます。 ～以下 省略～
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員： 15番 井上 雅夫      16番 白川 透 書記： 田邊 操枝
4. 議事 議案第1号	議長	議事に入ります。 『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につい

農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について		て』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の15規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第5条第3項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行いません。平成27年11月10日提出 内容につきましては、局長補佐より説明させていただきます。
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明（議案書1頁）】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m <sup>2</sup> 合計：畑 1筆 m <sup>2</sup> 貸人： 借人： 契約種別： 用途：雑種地 転用目的及び施設の概要：駐車場（普通車15台） 備考：この農地は農振農用地除外地です。その他農地として農地区分は第2種に該当します。関係機関の同意、立会も完了して、 として駐車場を設置するための申請である。 （補足説明）賃貸借契約です。 ということで年間使用料は 円と算定されています。現地調査資料は、1ページに位置図、2ページに公図、3ページに平面図と舗装の断面図を載せています。4ページに15台分の計画図を載せています。
	議長	議案第1号につきましては現地調査を行っていますので、現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日午前9時より、恩田会長、市川職務代理、岡田委員、亀尾委員、私、頼田局長、田村局長補佐で現地調査を行いました。 現地は、 が交わる所で の斜め反対側になります。 は畑ですが一段高くなっていますので には関係ないと思います。 の所に側溝がありますので雨水はそちらに流れるようになっています。車の出入りですが、4ページを見て頂きますと の下側から入るようになっています。 側は一段高くなっていますがそこは全くかまわないということですので支障はないと思います。以上で報告を終わります。
	議長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第2号 非農地証明書の 交付について	議長	『議案第2号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号

て		<p>非農地証明書の交付について          下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。          平成 27 年 11 月 10 日          内容につきましては、局長補佐より説明をします。</p>
	局長補佐	<p>【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1          土地の表示： 登記：畑 現況：原野 m<sup>2</sup>          合計：畑 1 筆 m<sup>2</sup>          申請人：          事由：今後農地として利用しないため、現況地目に変更する          備考：農業委員、近隣居住者に確認。          適用：事由のとおり、現況の地目に変更するため申請する。          【20 年以上確認資料】 国土地理院航空写真閲覧システム（平成 5 年 5 月 19 日撮影より確認）          （補足説明） 現地調査資料の 5 ページに位置図、6 ページに公図を付けています。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号につきましても現地調査を行っていますので、庄倉委員より報告をお願いします。</p>
	庄倉委員	<p>先ほどのメンバーで現地調査を行いました。          現地調査資料の 5 ページを見て下さい。 を渡って 川          の右土手を下がった所の土手下になります。現地を確認した状況ではセイタカアワダチ草などが繁茂していて原野の状況に近いと確認しました。資料によりますと平成 5 年の撮影でも確認したとあります。その時点とほとんど変わらない状況であると私は見ました。ですが、資料を確認しましたら、平成 年に農地、畑で売買契約をされています。それから 20 年経っていませんし、耕作された形跡も全くありません。現在の状況は原野で間違いありませんが、後は皆さんでご協議をお願いしたいと思います。</p>
	議 長	<p>売買ということですが、売買証明書は付いていません。全部事項証明に記載してあります。市川職務代理と岡田委員さんに補足説明をお願いします。</p>
	岡田委員	<p>現地調査報告がありましたが、私も同行しました。説明にありましたように、平成 年に農地を農地として使用しますということで売買により取得されています。資料の中に平成 23 年の航空写真がありますが、平成 23 年、先ほど説明のありました平成 5 年、いずれも現地は荒廃して原野化しています。したがって、過去に農地として使用された実績があったのか疑問に思います。仮に非農地として証明書を交付するのであれば、平成 年、 年頃に農地として使用されていたか分かりませんが、仮に使用していたのであれば、それからの年数でカウントするべきであると思います。          もう一点、非農地の申請理由に進入路がないとありますが、平成 年          も現時点と変わらなかったと思います。したがって理由にならないと思います。</p>
	市川代理	<p>現地調査を行った二人が説明したのは、非農地証明を交付するに</p>

	<p>当たっては疑問があるということです。二人からは直接そのような言葉は出ていませんが、同行し、色々検討し、書類を見たり、現地を見た感じでは、3条申請で取得されていますが、現在は3条申請は現地調査を行っています。当時は現地確認をしていなかったということで、古い写真で見ますと、農地として活用されていなかった所を農地として譲り受け、自分が農地を再生させるような申請をされたようですが、その後全く手が付けられていないまま 年ほど経過したということがうかがえます。非農地証明にはならないのではないか。柚子の木や柿の木が1、2本生えています。4年、5年、あるいは10年以上経過しているもので、他は全く手が付けられていない。その柚子の木、柿の木すらもカズラにおおわれている状況です。農地として取得しながら農地として活用しないで短期間の非農地証明はいかがなものかという疑問があります。皆さんから色々なご意見をお聞きしたいということで我々3人が説明したということをご理解いただき、ご検討をお願いしたいと思います。</p>
議長	このことにつきまして質疑を受けます。
作野委員	<p>現地調査報告の中で詳しく説明を頂きまして概要はよく分かりました。20年以上経過しないと非農地証明を証明できないことは明白な事実です。何故かと思うのは、 年に農地として購入された時点で地域の方は進入路が無いことは承知であったと思います。農地を購入された目的は何であったのか疑問に思います。進入路と購入目的について分かればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>地元の農業委員さんに、どのような経過でこのような事になったか説明を願いたいと思います。</p>
亀尾委員	<p>今日も現地確認に出ましたが、以前から杭の位置等々確認をして現状は原野と認識しておりました。書類上平成 年に畑で売買されて、耕作するという気持ちで買われたと言われますが、周りは果樹園になっています。柿の木、梅の木、あの辺は昔の土手の畑地帯で一帯が柿畑であったのではないかと推測できます。この申請書類に目を通す時に見落としておりました、大変申し訳ありませんというしかありません。平成 年の3条申請をされたあの当時のことは聞いていません。 さんから聞いた話は、自分のところが一帯を に出していた。農地解放で全部それを売ったという形の言い方はされていまして、そのくらいの事しか分かりません。農道が無かったのは事実であったと確認はしています。購入された経過は聞いていません。</p>
議長	<p>答弁になるかは分かりませんが、そのような状況ですので、平成 年当時は今の委員さんはおられないので了承願いたいと思います。よろしいですか。</p>
作野委員	はい。
種委員	<p>農道が無いから非農地証明を頂きたいというのは説明がありましたように私も要件にはならないと思います。取得されたのが平成 年ということで 年以上経過していないこともあります。それから、この方につきましては、以前3条移転が出まして現地に行きましたら原野であったということがあり、今後は3条申請についても現地確認を行わなければいけないという問題が3年ほど前に発生しています。 では</p>

	ないかと思っています。私の意見としましては非農地証明を行わないということをお願いしたいと思います。
議長	他にございませんか。重要な判断をしなくてはいけませんので、賛成なり反対なりの意見をお願いしたいと思います。農業委員さんとしてのプライドをもって発言を願いたいと思います。このような重要なことにつきましては ではありません。議事録に残ります。そのために補足説明もして頂いています。
頼田委員	今までの説明を聞きまして、 年以降も原野のままということで、問題のある方の方ですし、申請は通してはいけないと思います。
議長	保留ということですね。
頼田委員	はい。
松川委員	この に隣接する がありますが、この土地の現状はどのようになっていますか。
議長	現地確認をされた庄倉委員からお願いします。
庄倉委員	付近は柿の木や梅の木などの樹木が植えてあります。どこも進入路はありませんが、多分、ネコなどで運搬されているのではないかと予想できます。きちんと果樹が植えてありました。
市川代理	補足します。きれいに草が刈ってあります。足跡も残らないほどきれいに整備されていて、そこに木が生えている状況です。本当に優秀な柿畑です。剪定等はされていないようですが10数本ありますが、たわわに生り、きれいに管理されています。
松川委員	きれいに管理されている周囲の中で、ここだけ農地から外すことは些か問題があるのではないかと思います。
白川委員	周りもそのように管理されている状態で、そのような事から考えますと、何故この土地だけ非農地にしないか。周りの状況を見れば当然農地として管理をしないかという感じがします。今回は見送った方がよいと思います。
議長	作る、作らないは別として、法的な中で20年間というもの、平成 年に購入されたということで購入されてから20年経っていないということを説明されました。周りが耕作している、していないは隣地の方の同意があれば非農地にできます。それとは別に、20年という法律の中で、時効成立ということで非農地証明を出される形です。それから皆さんが言われているのは、進入路が無いのは元から分かっていることで、分かっている購入して理由になるのか。それから、平成 年に購入して 年経って非農地申請をされた。現地確認をされた皆さんが ではないかと懸念されたわけです。その辺の3つのところで論議をお願いしたいと思います。
植田委員	委員さん方の意見をお聞きして、まずは法的に駄目だということですので、他に色々理由があるのかもしれませんが、その時点で駄目ではないかと思っています。
議長	保留ということですね。
植田委員	はい。
種委員	基準日は、取得してから20年が時効です。基準日を間違えないで下さい。取得してから20年が基準日です。

	井上 武 委員	皆様のご意見を聞いて、私も初めての農業委員ということで色々 勉強をさせて頂いていますが、やはり非農地を証明するにあたって20年 というのが根本にあります。平成 年に農地として購入されたのであれば、それが基準になると思いますので非農地証明できないと思います。
	三嶋委員	この方が非農地証明をされてから次にどうされるか疑問に思いますが、そこは農業委員の立場を超えたいと思いますので置いておいて、先ほど 皆さんが言われた通り基準日から20年経っていないので今回の申請は 保留が良いと思います。
	議 長	大多数が保留にした方が良いという意見ですが、反対の意見の方はお られません。全員一致で保留ということで、ご異議ありませんか
	一 同	異議なし。
	議 長	全会一致で『議案第2号 非農地証明書の交付について』は保留と致し ます。
議案第3号 農用地利用集 積計画の決定 について	議 長	『議案第3号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。 提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤 強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	平成27年 第11号  【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書8~7頁)】  [新 規] 整理番号 133 番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 6筆 計 8,184㎡  [再設定] 整理番号 134 ~ 139 番 設定を受ける者： 3名 1法人 設定をする者： 6名 設定をする土地： 7筆 計 9,428㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て 満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	質疑に入ります。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第3号 農用地利用集積計画の決定について』は 議決承認されました。
5. 報告事項 (1)農地法第5	議 長	報告事項『(1)農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届につい て』説明を願います。

